

# 自治基本条例の概要

## (第7章 議会)

自治基本条例(仮称)策定専門部会事務局

# 今回の勉強箇所

町の理念

前文

【4/26済】

## 第1章 総則

- ①目的 ②用語の定義 ③基本理念 ④基本原則

理念・原則を受けた制度

## 【6/22済】 第2章 情報共有

- ⑤情報の共有 ⑥情報の提供  
⑦説明責任 ⑧情報公開  
⑨個人情報保護 ⑩町民の意見等  
⑪会議の公開

【7/22済】

## 第3章 町民参加

- ⑫町民参加の基本 ⑬町民参加の対象  
⑭町民参加の方法  
⑮提出された意見等の取り扱い  
⑯審議会等の委員の選任

## 【8/30済】 第4章 住民投票

- ⑰住民投票  
⑱住民投票の請求等

制度の担い手の具体化

【9/30済】

## 第5章 町民

- ⑲町民の権利 ⑳町民の役割  
㉑事業者の役割

## 【12/9】 第7章 議会

- ㉒議会の責務 ㉓議員の責務

### (議会運営)

- ㉔町民との情報共有と町民参加  
㉕町長等と議会及び議員との関係  
㉖自由討議

## 第8章 行政

- ㉚行政の責務 ㉛町長の責務  
㉜就任時の宣誓 ㉝職員の責務

## 【11/1済】 第6章 協働・コミュニティ

- ㉗協働の推進 ㉘コミュニティ  
㉙コミュニティの役割 ㉚町民とコミュニティ  
㉛行政とコミュニティ

## 第9章 行政運営

- ㉞総合計画 ㉟財政運営  
㊱行政評価 ㊲行政改革  
㊳行政手続 ㊴政策法務  
㊵危機管理 ㊶公益通報

条例の維持発展の制度

## 第10章 連携・協力

- ㉟町外の人々との連携及び協力 ㊱他の市町村との連携及び協力  
㊲国及び北海道との連携及び協力 ㊳国際社会との交流及び連携

## 第11章 条例の見直し等

- ㊴条例等の見直し ㊵自治推進委員会

【4/26済】

## 第12章 最高規範

- ㊶最高規範

# 自治基本条例の概要（議会・議員の役割と責務）

---

## 議会の役割

- ・町長等から提出された議案を調査・審議する
- ・自治体の最終的な意思決定を行う
- ・行政の監視機能を有する



## 自治基本条例では

- 議会の基本的な役割として、大半の条例はこの点に触れている
- 内容的には地方自治法ですでに規定されている

## 「役割」とは

- 1 役目を割り当てること。また、割り当てられた役目。
- 2 社会生活において、その人の地位や職務に応じて期待され、あるいは遂行しているはたらきや役目。

## 「責務」とは

- 1 責任と義務。また、果たさなければならない務め。

「町民」の章では  
「役割」で仮置き

## 「義務」とは

- 1 人がそれぞれの立場に応じて当然しなければならない務め。
- 2 倫理学で、人が道徳上、普遍的・必然的になすべきこと。
- 3 法律によって人に課せられる拘束。法的義務はつねに権利に対応して存在する。

# 地方自治法(議会に関する条文)

## 地方自治法(第96条)

条文

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 不動産を信託すること。
  - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
  - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
  - 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項
- 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## 地方自治法(議会に関する条文)

### 地方自治法(第98条)

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、**当該普通地方公共団体の事務**(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)**に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査**することができる。

議会は、**監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務**(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)**に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求**することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

条文

# 地方自治法(議会に関する条文)

## 地方自治法(第100条)

第百条 普通地方公共団体の議会は、**当該普通地方公共団体の事務**(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

議会在が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

議会在は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

議会在が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

議会在は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

議会在は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

議会在は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

議会在は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

条文

## 自治基本条例における検討事項

・地方自治法に規定されている「議会の責務・役割」のほかに、どのような事項を検討すべきなのか？



### 検討事項

- 住民参加の機会を考える
- 情報公開・説明責任を果たす

住民に開かれた議会

- 独自の政策立案
- 独自の政策提言

二元代表制のもとで行政部との競争関係



## 自治基本条例の類型化

### フルセット型とサブセット型

#### ■ 5つの事項が網羅・・・「フルセット型」

①理念

②町民の権利

③自治実現の制度・仕組み

④行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項

⑤最高規範

#### ■ 一部が欠けている・・・「サブセット型」

#### ■ ほとんど①だけ・・・「理念条例」

#### ■ ④対象から議会が除かれている・・・「準自治基本条例」

#### ■ ②町民側の権利規定がなく、④行政側の事項のみ規定・・・「行政基本条例」

# 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	美幌町
施行日	平成23年4月
条文	<p>第7章 議会 (議会の責務)</p> <p>第27条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正又は廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、<b>町民の意思を決定</b>します。</p> <p>2 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、全町民の視野に立ち、美幌町の将来に向けての展望を持って<b>政策課題を的確に把握し、活動する責務</b>を有します。</p> <p>3 議会は、町民と政策課題を共有するとともに、第29条第1項から第4項に規定する方法による<b>町民参加によって議会運営</b>を行います。 [第29条第1項] [第4項]</p> <p>4 議会は、<b>政策立案機能を高める</b>ため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければなりません。 (議員の責務)</p> <p>第28条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、<b>町民の信託に対する自らの責任</b>を果たさなければなりません。</p> <p>2 議員は、町民から選ばれた公職者として、<b>町民意思の的確な把握及び自己研鑽</b>を図るとともに、<b>公益のために行動</b>しなければなりません。</p> <p>3 議員は、高い倫理観のもと、<b>誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任</b>を持たなければなりません。 (町民との情報共有と町民参加)</p> <p>第29条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、<b>参考人制度及び公聴会制度</b>を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。</p> <p>2 議会は、町民からの<b>請願及び陳情</b>を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの<b>提案者の意見を聴く機会</b>を設けなければなりません。</p> <p>3 議会は、<b>町民との意見交換の場を年1回以上</b>設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。</p> <p>4 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす<b>議会報告会を年1回以上</b>開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。</p> <p>5 議会は、<b>広報誌の発行、インターネットによる議会中継</b>の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。 (町長等と議会及び議員との関係)</p> <p>第30条 議会の本会議における議員と町長、副町長、教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員、農業委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長(以下「町長等」といいます。)及び職員の質疑及び質問並びに応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、<b>一問一答の方式</b>で行うものとします。</p> <p>2 議会の本会議、常任委員会、特別委員会等へ出席した町長等は、議長又は委員長の許可を得て、<b>議員の質疑及び質問に対し反問</b>することができます。 (自由討議)</p> <p>第31条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、提案された案件に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議を中心に行い、<b>町民に対する説明責任</b>を十分に果たさなければなりません。</p> <p>2 議員は、前項に規定する自由討議により、<b>政策、条例、意見等の議案の提出</b>を積極的に行うものとします。</p>

# 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	八雲町	占冠村
施行日	平成22年4月	平成28年6月
条文	<p>第7章 議会 (議会の設置)</p> <p>第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。 (議会の役割)</p> <p>第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。 2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な<b>討議の機会</b>を拡充するよう努めなければなりません。 3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を<b>町民に明示</b>するものとします。 (議会の権限)</p> <p>第30条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる<b>意思決定</b>を行います。 2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の<b>監視の権限</b>を有します。 (議会の責務)</p> <p>第31条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を<b>的確に把握し、活動する責務</b>を有します。 2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について<b>町民に説明する責務</b>を有します。 (議員の責務)</p> <p>第32条 議会の議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、<b>町民の信託に対する自らの責任を果たす責務</b>を有します。 2 議会の議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に<b>政策の提案</b>に努めるものとします。 3 議会の議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に<b>自己研鑽</b>に努めるものとします。 4 議会の議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるものとします。 5 議会の議員は、八雲町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めるものとします。 (議会運営)</p> <p>第33条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。 2 議会の会議は、<b>公開</b>とします。ただし、公開することが<b>適当でないときは、非公開</b>とすることができます。 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、<b>町民との対話の機会</b>を設けるよう努めるものとします。</p>	<p>第6章 議会 (議会の役割)</p> <p>第16条 議会は、村民の代表から構成され、重要事項について、村の<b>意思決定</b>を行います。 2 議会は、適正に行政運営が行われているかを<b>監視し、けん制する</b>役割を果たします。 (議会の責務)</p> <p>第17条 議会は、会期内外を問わず、むらづくりの課題について<b>調査研究</b>を進め、将来に向けたむらづくりの展望を持って<b>活動</b>するように努めます。 2 議会は、広く村民から<b>意見を求める</b>ように努めます。 3 議会は、村民に議会における意思決定の内容及びその経過を<b>説明する責任</b>があります。 4 議員は、村民から選ばれた者として自ら研さんに努め、積極的にむらづくりについて<b>提案</b>します。 (反問権)</p> <p>第18条 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができます。 (委員会の設置)</p> <p>第19条 議会は、本会議のほか、むらづくりに関する政策を議論するため、<b>委員会を設置</b>することができます。 2 会議は委員長が招集し、議事運営にあたるものとします。</p>

# 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	ニセコ町	余市町
施行日	平成13年4月	平成30年4月
条文	<p>第6章 議会の役割と責務 (議会の役割)</p> <p>第17条 議会は、町民の代表から構成される<b>町</b>の<b>意思決定機関</b>である。</p> <p>2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の<b>監視</b>並びに<b>条例を制定する権限</b>を有する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって<b>活動</b>しなければならない。</p> <p>2 議会は、広く町民から<b>意見を求める</b>よう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を<b>説明する責務</b>を有する。</p> <p>(議会の組織等)</p> <p>第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>(議会の会議)</p> <p>第20条 議会の会議は、<b>討議</b>を基本とする。</p> <p>2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第21条 議会の会議は<b>公開</b>とする。ただし、<b>非公開とすることが適当</b>と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。</p> <p>(議会の会期外活動)</p> <p>第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する<b>調査及び検討等</b>に努める。</p> <p>2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。</p> <p>(政策会議の設置)</p> <p>第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、<b>政策会議を設置</b>することができる。</p> <p>2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として<b>自ら研さん</b>に努めるとともに、<b>公益のために行動</b>しなければならない。</p> <p>2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、<b>政策提言及び立法活動</b>に努めなければならない。</p>	<p>第3章 議会 (議会の責務)</p> <p>第11条 議会は、町政における二元代表制の一翼を担い、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される<b>意思決定機関</b>として、その機能を果たす責務を有します。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、<b>町民の信託に応え</b>、公平、公正かつ誠実に<b>職務を遂行する責務</b>を有します。</p>

# 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	北見市	栗山町	新潟県上越市
施行日	平成22年12月	平成25年4月	平成20年3月
条文	<p>第4章 議会 (議会の役割及び責務) 第10条 議会は、市政の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。 2 議会は、開かれた議会運営に努めるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査、研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。 (議員の役割及び責務) 第11条 議員は、議会が前条の役割及び責務を果たすよう公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民の多様な意見及び要望の把握に努めるものとする。 2 議員は、議会の活動に関する情報等について市民に説明するよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 議会 (議会の役割と責務) 第10条 議会は、行政との緊張を保持し、適正に監視するとともに、必要な政策を提案する役割を果たします。 2 議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点と争点を広く明らかにします。 3 議会は、議会の活動を町民に報告するとともに、町民が議会の活動に参加できるよう適切な措置を講じます。 4 議会は、議会の政策能力を強化するため、調査活動と立法活動の充実を図ります。 5 議会は、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。 6 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町議会基本条例(平成18年条例第17号)に定めます。 (議員の役割と責務) 第11条 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。 2 議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、町民の信託に応えます。 3 議員は、町民の代表として、その倫理性を自覚し、公正に活動します。</p>	<p>(市議会の権限) 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。 (市議会の責務) 第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1) 市の意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能 2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。 3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則(以下「自治の基本原則」という。)にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 (市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。 (1) 自らの議会活動 (2) 市政運営に関する自らの考え</p>

## 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	東京都武蔵野市
施行日	令和2年8月
条文	<p>(議会の責務)</p> <p>第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。</p> <p>4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の役割)</p> <p>第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。</p> <p>3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。</p> <p>第4章 議会の会議</p> <p>第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。</p> <p>2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。</p> <p>第5章 議会と市長等との関係</p> <p>(審議等の基本原則)</p> <p>第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。</p> <p>3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。</p> <p>(委員会等への市長等の出席)</p> <p>第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。</p>



# 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	岩見沢市	むかわ町
施行日	平成27年4月	平成25年4月
条文	<p>第3章 議会及び議員 (議会の役割と責務)</p> <p>第10条 議会は、市の意思を決める<b>議決機関</b>であり、市長等による事務の執行を<b>監視し、及びけん制し</b>、市民の<b>意思を政策に反映</b>させるものとします。</p> <p>2 議会は、審議の過程その他議会の活動に関する<b>情報を市民に提供</b>し、開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>(議員の役割と責務)</p> <p>第11条 議員は、市民がまちづくりの主体であることを認識し、市全体のまちづくりの視点を持って、公正かつ誠実に<b>職務を遂行</b>しなければなりません。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより、市民の<b>意思を把握</b>し、これを<b>政策に反映</b>させるものとします。</p> <p>3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に<b>調査研究</b>に努めるものとします。</p>	<p>第7章 議会 (議会の設置)</p> <p>第25条 町民の信託に基づき、法の定めるところにより、町民の代表機関として、議会を置きます。</p> <p>(議会の役割)</p> <p>第26条 議会は、討論を基本とし、会議における活発にして<b>自由な討議</b>をする機会の拡充に努めます。</p> <p>2 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を<b>町民に明示</b>します。</p> <p>(議会の権限)</p> <p>第27条 議会は、むかわ町の条例、予算、決算、財産及び町政運営の基本的な事項に関わる<b>意思決定</b>を行う権限を有します。</p> <p>2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の<b>監視の権限</b>を有します。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって、課題を的確に把握し、<b>活動する責務</b>を有します。</p> <p>2 議会は、広く町民の意見を聴取し、議会運営について<b>町民に説明する責務</b>を有します。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。</p> <p>2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に<b>政策の提案</b>に努めます。</p> <p>3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に<b>自己研鑽</b>に努めます。</p> <p>4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な<b>活動</b>に努めます。</p> <p>5 議員は、むかわ町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。</p> <p>(議会運営)</p> <p>第30条 議会は、<b>情報共有及び町民参加</b>を図り、開かれた議会を目指します。</p> <p>2 議会の会議は、<b>公開</b>とします。ただし、公開することが<b>適当でないときは、非公開</b>とすることができます。</p> <p>3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、<b>町民との対話の機会</b>を設けるよう努めます。</p>

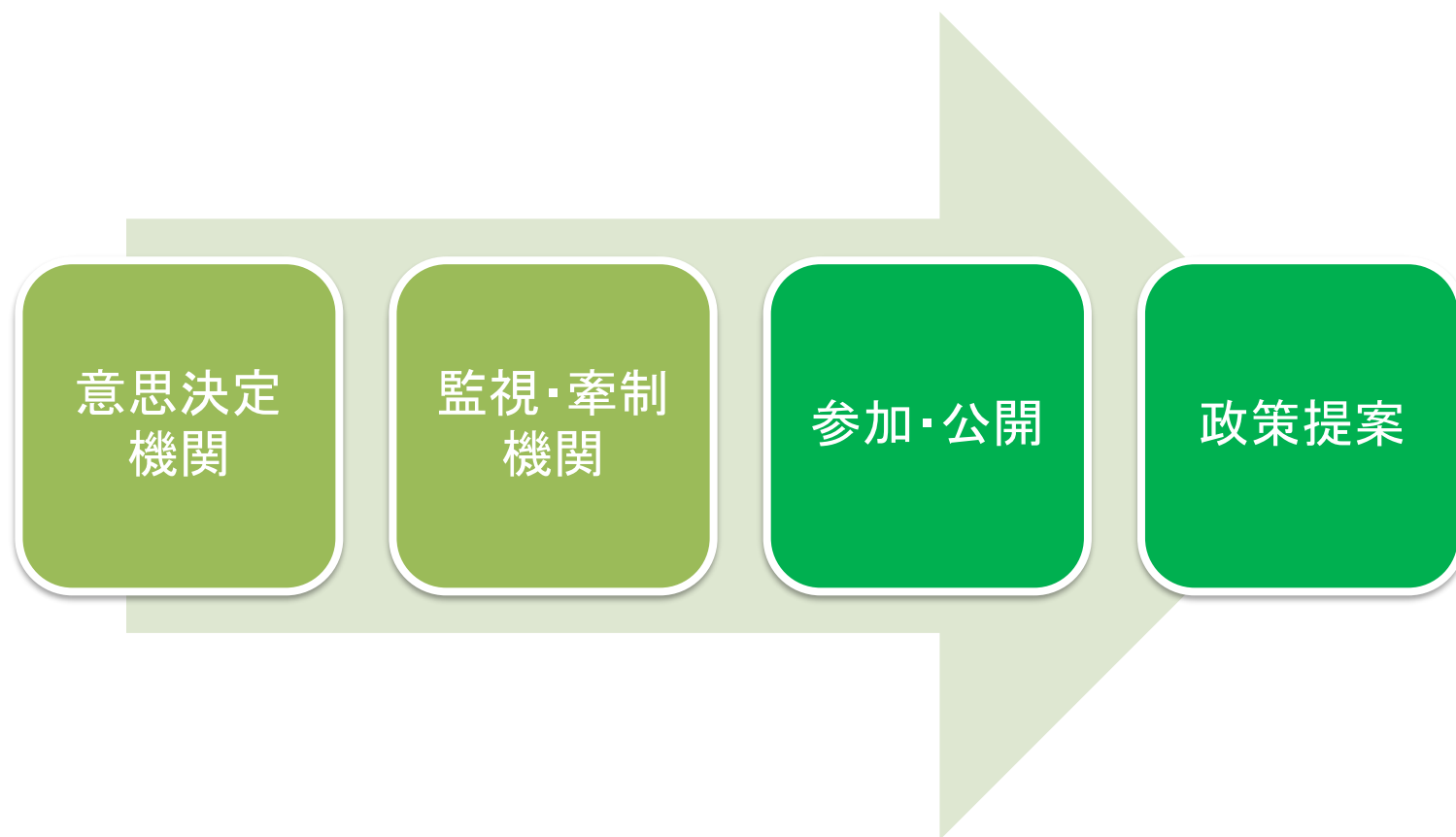
# 先例条例条文比較(「議会」箇所抜粋)

区分	石狩市	東川町	湧別町
施行日	平成20年4月	平成27年7月	平成26年4月
条文	<p>第3章 議会及び議員 (議会の役割及び責務)</p> <p>第7条 議会は、石狩市の<b>意思決定機関</b>であり、執行機関の市政運営を<b>監視し</b>、及び<b>けん制</b>する役割を果たす。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴く機会を設けるなど、市民の<b>意思を把握し</b>、<b>政策の形成に反映</b>させるものとする。</p> <p>3 議会は、議事機関としての責務を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望を持って<b>活動</b>しなければならない。</p> <p>4 議会は、会議の<b>公開</b>を原則とし、市民との情報の共有化を図るため、積極的に<b>情報を提供</b>するよう努めなければならない。</p> <p>5 議会は、議会の活性化を推進するため、自ら不断の<b>議会改革</b>に努めなければならない。 (議員の責務)</p> <p>第8条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、誠実に<b>職務を遂行</b>しなければならない。</p> <p>2 議員は、まちづくりに関する<b>調査研究</b>を積極的に行い、<b>政策提言</b>の充実に努めなければならない。</p> <p>3 議員は、まちづくりについての自らの考えを<b>市民に明らかにし</b>、議会活動を推進することにより<b>政治責任を果たす</b>よう努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会が<b>言論の府</b>であることを十分に認識し、討議の活性化に努めなければならない。 (議会事務局)</p> <p>第9条 議会は、議会運営を効果的に行うため、<b>議会事務局機能の充実</b>に努めるものとする。</p>	<p>第4章 議会の役割と責務 (議会の役割と責務)</p> <p>第11条 議会は、町民を代表する<b>意思決定機関</b>としての役割を果たすため、民意の把握さらには、議会への<b>町民参加</b>を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、町の<b>監視機関</b>としての役割を果たすため、常に町民の立場から公平かつ公正で民主的な町政運営が行われているかを<b>検証</b>し、それを町民に明らかにするよう努めます。 (議会の運営)</p> <p>第12条 議会は、町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との<b>情報共有</b>に努めます。</p> <p>2 議会は、自由な討議を尊重して運営するとともに、審議の過程や結果等を町民に<b>分かりやすく説明</b>するよう努めます。</p> <p>3 議会は、町民からの要望又は意見書等について十分審議し、その結果を報告するよう努めます。</p> <p>4 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、<b>個人情報</b>の保護に努めます。 (議員の役割と責務)</p> <p>第13条 議員は、町民の<b>信託に答える</b>とともに、この条例を誠実に守って、議員の持つ機能を最大限に発揮し、町民のために<b>職務を遂行</b>するよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会の活性化に努めるとともに、町民の意思を反映した<b>政策の提言</b>又は<b>政策立案の強化</b>を図るため、<b>調査活動</b>及び<b>立法活動</b>を積極的に行うよう努めます。</p>	<p>第7章 議会 (議会の役割)</p> <p>第28条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を<b>監視</b>するとともに、町政の重要事項を議決し、<b>意思を決定</b>します。 (議会の責務)</p> <p>第29条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町の将来展望を持って課題を的確に把握し、<b>活動</b>しなければなりません。</p> <p>2 議会は、町民の<b>意見を聴取</b>して、議会運営に<b>反映</b>させなければなりません。 (議員の責務)</p> <p>第30条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、<b>町民の信託</b>に対する<b>自らの責任</b>を果たさなければなりません。</p> <p>2 議員は、町民意思の的確な<b>把握</b>及び<b>自己研鑽</b>を図るとともに、公益のために<b>行動</b>しなければなりません。 (町民との情報共有と町民参加)</p> <p>第31条 議会は、多様な媒体を活用して本会議及び委員会等の審議経過や審議結果に関する情報を町民に分かりやすく<b>公表</b>するものとします。</p> <p>2 議会は、町民が本会議及び委員会等を<b>傍聴</b>しやすい環境を整えるものとします。</p> <p>3 議会は、広く町政の課題を明らかにするため、本会議及び委員会等における<b>論点を明確</b>にするものとします。</p> <p>4 議会は、<b>町民との意見交換の機会</b>を年1回以上<b>開催</b>し、町民と対話する機会を設けるものとします。</p>



## 「議会の章」での論点

- ・議会の役割や責務、それ以外の事項をどこまで規定するか



# 自治基本条例の概要(主な規定事項)

## ■「活動原則」について

二元代表制のもと独自の立場で、まちづくりに寄与する本来の役割を再確認する。町民の負託に応えることが基本となる。

- ① 自治運営の重要事項の決定／執行部の監視・評価
- ② 町民への説明責任／情報の共有／町民参加
- ③ 政策立案／政策提言



## 検討事項

- ・地方自治法には、議会の構成や運営に関する詳細な規定あり
- ・議会の政策立案や町民参加、町民との協働等に関する規定はほとんどない

## ■「意思決定機能・監視機能の強化」について

大半の条例はこの点にふれており、すでに地方自治法で規定されていることを条文化したものの。



### 検討事項

先例自治体の議会基本条例では、「意思決定機能・監視機能の強化」について、具体的な規定もある。

- 一問一答方式
- 反問権
- 政策決定過程の説明
- 予算・決算における政策説明資料の作成
- 議決事項に関する規定

## ■「情報公開・情報共有」について

議会は町民から負託を受けた機関であり、情報を町民にわかりやすく説明すること及び情報の公開を図ることが必要

## ■「町民参加」について

一度の選挙による信託にとどまらず、さまざまな機会・方法を使った町民参加を規定する



### 検討事項

「情報共有・町民参加」の推進について、以下のような具体的規定がある

- 議会の参考人制度、公聴会制度
- 請願及び陳情など意見を聞く機会
- 議会報告会を開催
- 広報誌の発行
- インターネット議会中継
- 町民との直接対話の機会
- 容易な傍聴
- 委員会の公開
- 町民が議会で意見を述べる
- 会議開催日時の検討
- 個人情報保護

## ■「自由討議」について

議会は言論の府であり、議員間の自由闊達な討論を通して意思決定が行われる。議論を尽くして合意形成を行うという原則の宣言



### 検討事項

先例自治体の規定例は以下のとおり

- 議員相互間の自由討議を中心
- 意思決定過程を町民に明らかにする
- 自由討論の機会を拡充
- 公開により公正な討議を実現
- 言論の府を認識
- 論点を明確にする

## ■「政策立案」について

議会を政策立案の機関として位置付けるもので、二元代表制のもとで執行機関との政策競争が行われるという考え方。

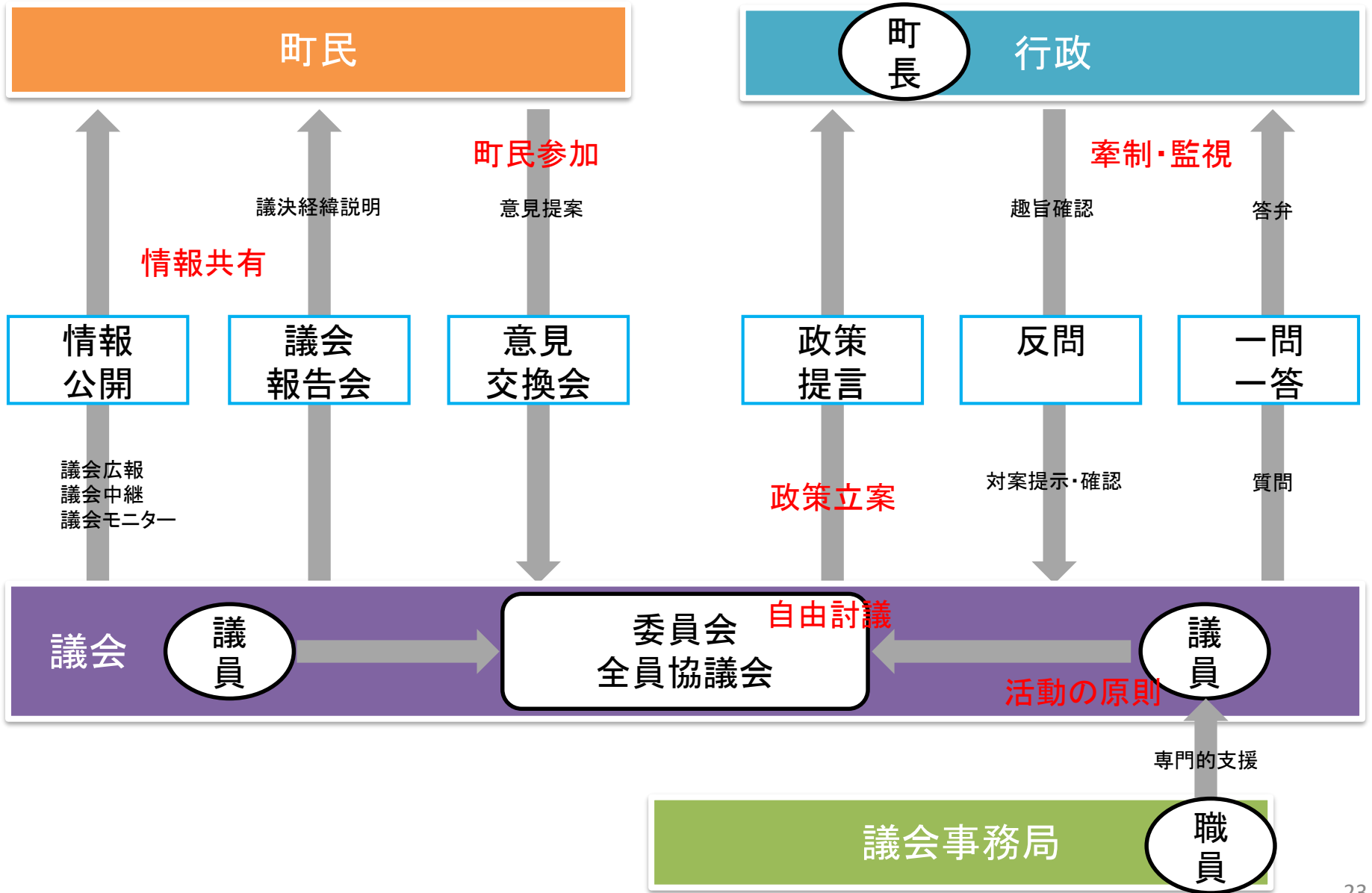


### 検討事項

自治基本条例において、議会を意思決定機関及び監視・牽制の機関にとどめず、政策提案・政策立案の強化に関する規定

- 条例議案の提出
- 会期外の施策検討・調査活動
- 立法機能の強化
- 政策の提案
- 能力向上のための自己研鑽

# 「議会と町民」「議会と行政」の関係



## ■ 論点のポイント

- ☑ 論点1 「議会」の章を設けるか
  - ☑ 論点1-2 「議会の責務(役割)」を規定するか
  - ☑ 論点1-3 「議員の責務(役割)」を規定するか
- ☑ 論点2 「町民参加」や「情報公開(共有)」を規定するか
- ☑ 論点3 「議会による政策立案(提言)」を規定するか
- ☑ 論点4 「議会事務局」を規定するか
- ☑ 論点5 その他の具体的な規定を設けるか
- ☑ 論点6 「議会基本条例」についての検討が必要か